

京都市「たばこ」に関する取組について

1 受動喫煙防止対策

(1) 改正健康増進法について

ア 概要

「健康増進法の一部を改正する法律（以下「法」という。）」が、平成30年7月25日に公布され、令和2年4月1日から施行された。法においては、これまでの「努力義務」から、規定する命令に違反した者等については、所要の罰則規定（過料）が設けられている。

イ 法の内容

(ア) 基本的な考え方

- ・ 「望まない受動喫煙」をなくす
- ・ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ・ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

(イ) 法の体系

【別紙1】のとおり。

(2) 法を受けての本市の取組

本市においては「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」及び法に基づき、「受動喫煙防止対策のより一層の推進に向けて、法に定める対策が遵守されるよう徹底して取組を進める。」「受動喫煙による健康影響が大きい妊産婦、子ども、病気の方等、特に配慮が必要な方の受動喫煙を無くす取組を進める。」という基本的な考え方のもと、これまでから、実効性のある様々な取組を進めてきた。平成30年度から令和5年度の主な取組は【別紙2】のとおり。

2 喫煙防止対策及び禁煙支援

(1) たばこ対策支援者研修会について

たばこ対策に係る支援者（各区・支所保健福祉センター、関係各課に所属する職員等）に対し、支援者がたばこに関する正しい知識及び活用できる指導方法を習得することを目的に研修会を開催している。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を受け中止。

令和4年度より再開。

(2) 未成年者の喫煙防止

ア 喫煙防止教育（防煙教室）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し、未成年者の喫煙を無くすことや、「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし、京都府医師会、NPO法人京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して実施。

令和4年度までは高校生1年生も対象であったが、令和5年度から対象を中学生のみに変更し、令和5年度から高校1年生を対象に喫煙防止リーフレットを配布し、広く啓発していく。

＜喫煙防止教育の経年実施状況＞

	種別/年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
学校数 (延)	中学	36	30	35	18	26	31
	高校	6	3	2	0	0	0
	合計	42	33	37	18	26	31
生徒数 (延)	中学	4,761	3,647	4,713	2,882	3,262	3,630
	高校	658	337	34	0	0	0
	合計	5,419	3,984	4,747	2,882	3,262	3,630

イ 未成年者向け防煙パンフレットの配布

たばこの害を未成年者にわかりやすく記載したパンフレットを市立中学校を通じて配布（年間約10,000冊）。

(3) 妊産婦の喫煙防止

	ベースライン (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	3.9%	0%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市乳幼児健康診査時に実施しているアンケート	4.9%	0%

- 保健福祉センターにおける妊産婦や子育て中の親を対象とした母子保健事業（母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、プレママ・パパ教室等）や家庭訪問等の機会において、受動喫煙の害などの正しい知識の普及啓発や禁煙に関する保健指導を実施。

(4) 成人喫煙率の減少の取組

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20歳以上)	ベースライン (2017年度)	目標値 (2023年度)
男性	27.0%	16%
女性	9.9%	7%

- ・ 保健福祉センターにおける肺がん検診等での禁煙パンフレットの配布や、大学での献血時におけるパンフレット等の配布により、広くたばこの健康への影響について普及啓発。
 - ・ 禁煙支援薬局、禁煙外来、インターネット禁煙マラソン（インターネットを活用した禁煙支援プログラム）をホームページに記載し、禁煙を推進。
 - ・ 禁煙対策を保健福祉センターの地域における健康づくり事業の重点取組項目に指定し、各地域の特性に合わせて喫煙者への禁煙支援などを実施。
- ※ これまで特定健診会場及び胸部検診時にて喫煙者に対し、短時間禁煙支援を実施。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団検診の中止に伴い禁煙支援も一時期中止になっていたが、令和3年度からは各区役所・支所において、肺がん検診受診対象者等に短時間禁煙支援を実施した。

(5) 令和5年度の取組

たばこ対策に関わる市職員及び関係機関職員への支援者研修の開催をはじめ、地域における健康づくり事業（アウトリーチ事業）においても重点取組項目に設定し、未成年者、妊産婦、成人まで、あらゆるライフステージに合わせた喫煙防止の普及啓発活動を引き続き実施する。また、喫煙者に対して短時間禁煙支援やインターネットを活用した禁煙マラソンをホームページに記載し、喫煙及び受動喫煙の防止、禁煙の推進に向けての取組を継続して行う。

* 参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

○ 「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の抑制を図るため、平成19年6月に施行された。

平成19年5月29日	条例の制定
平成19年6月1日	条例の施行
平成19年11月1日	路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定（河原町通，四条通等10の通り）
平成20年6月1日	禁止区域での違反者に対し，1,000円の過料処分を開始
平成22年7月1日	禁止区域の拡大（市内中心部 約16.5km）
平成24年2月1日	禁止区域の拡大（京都駅地域，清水・祇園地域 約27.4km）
令和4年12月23日	過料を徴収する区域の名称を「路上喫煙等禁止区域」から「路上等対策強化区域」に改正する条例が可決
令和5年3月1日	改正条例施行

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
過料処分件数	2,754	5,638	6,794	4,380	2,968	2,225	1,632	1,095	886	825	424	363	358

○ 京都市路上喫煙率について（%）

場所/調査時期	平成19年 7月～9月	平成23年 12月	平成31年 2月	令和2年 4月	令和3年 4月	令和3年 10月	令和4年 4月	令和5年 4月
市内中心部	0.68	0.08	0.01	0.05	0.02	0.02	0.01	0.003
京都駅地域	—	0.33	0.01	0.13	0.01	0.00	0.00	0.00
清水・祇園地域	—	0.11	0.02	0.16	0.07	0.01	0.01	0.004

※路上喫煙率：1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合

平成31年2月調査から調査点を30地点から60地点に変更し、平日と休日の各1日、昼間と夕方に定点調査を実施している。

また、近年、路上喫煙者数が下火傾向（下げ止まり）にあるため、令和4年度から年1回の調査に変更

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- 第一種施設**
- ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所 等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

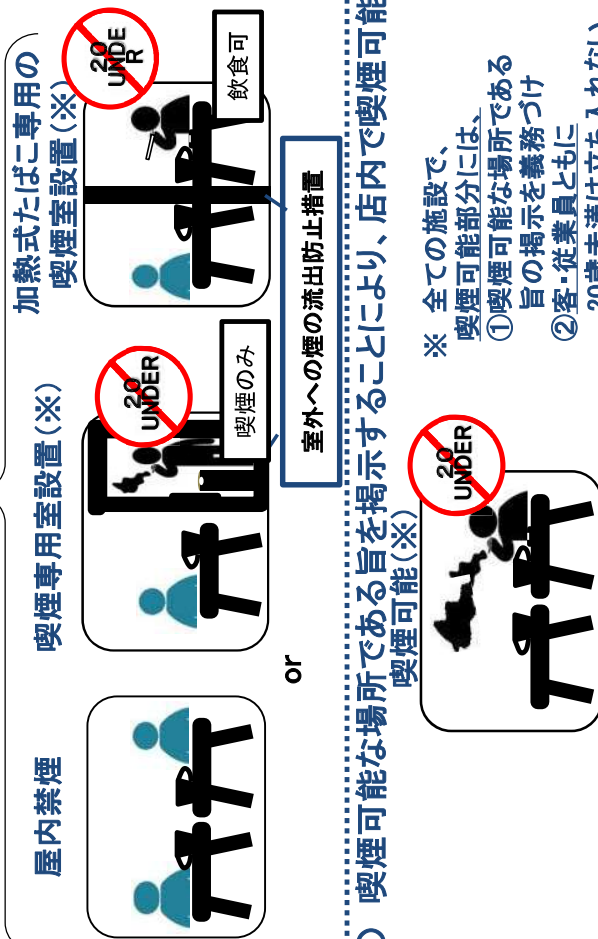
【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日
施行

○ 施設内で喫煙可能(※)

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とする施設
- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

本市の取組について＜平成 30 年度～令和 5 年度主な取組＞

法制度周知に係る取組	内容等
法制度の詳細の周知 (令和 30 年～令和元年)	- 平成 30 年 6 月から、改正法の成立に先駆けて、学校、病院や児童福祉施設等の「第一種施設」、旅客運送事業自動車等（バス・タクシー・鉄道）、「第二種施設」のうちの飲食店について、法制度の概要を周知するとともに、①受動喫煙防止対策の状況、②法改正を踏まえた今後の予定等の「実態調査」を実施した。 - 令和元年 6 月から 7 月にかけて、約 6,500 の第一種施設、約 15,000 の飲食店、約 2,150 の旅客運送事業自動車の管理権原者等へのリーフレット等の送付により、法制度の周知徹底を進めた。
施設向け説明会の実施 (令和 30 年～令和元年)	施設の管理権限者等を対象とした説明会を実施し、受動喫煙防止の取組や早期に法に基づき適切に措置を講じることを勧奨する取組を進めた。
飲食店に対する取組 (令和元年～)	- 令和元年 6 月から 7 月にかけて、飲食店に対し、「喫煙可能とする場合に義務付けられる標識」、「店内が禁煙である旨を掲示する標識」を本市から送付し、受動喫煙防止対策の早期実施の勧奨を進めた。 また、新規に開業する飲食店に対しても、随時、標識等の個別配付を行い、法制度の周知徹底を進めた。 - 令和 2 年 4 月以降に新規開業する飲食店については、経過措置制度が適用されず、「原則屋内禁煙」としなければならないことから、啓発チラシを作成（【別紙 3】参照）し、営業許可取得時に標識と合わせて配付している。

専用窓口に係る取組	内容等
京都市受動喫煙防止 対策相談・届出専用 窓口の運用 (令和元年7月～)	・ 市民や事業者からの相談や問合せに対応するとともに、既存特定飲食提供施設の経過措置制度に関する届出の受付をはじめ、違反事案等の通報があった場合には、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行った。 ※ 運用状況については【別紙4～6】参照
飲食店、 アミューズメント施設、 コンビニエンスストア における 監視・指導の実施 (令和2年2月～)	・ 令和2年2月から、改正法の施行に向け、施設への監視・指導体制を整備した。市内の飲食店やアミューズメント施設（ゲームセンター、カラオケボックス、パチンコ店など）、コンビニエンスストアにおいて、施設の受動喫煙防止対策の措置状況の調査を行うとともに、必要に応じて法制度の周知や法に基づく措置を講じるよう助言・指導する取組を行った。 ※ 実施状況については【別紙7】参照

啓発に係る取組	内容等
幼稚園、保育園、児童館、小学校、病院等における受動喫煙の防止に向けた啓発 (令和元年6月)	・ 令和元年6月には、受動喫煙の防止・喫煙マナーを呼びかける「のぼり」を本市で作成し、市内の幼稚園・保育園、児童館、小学校、病院等（920所・校）に対して配布し、受動喫煙防止啓発を実施した。
市政広報板を活用した受動喫煙の防止の啓発 (令和2年5月～)	・ 路上喫煙対策と連携し、市内約10、600箇所にある市政広報板へ、市内全域での路上喫煙の禁止と喫煙時における周囲への配慮やマナー等を啓発するポスターを掲示し、受動喫煙の防止等を訴求した。
受動喫煙防止のPR動画作成及びYouTubeでの配信 (令和3年～)	・ 家庭内における受動喫煙防止を啓発するためのPR動画を作成し、YouTubeで配信した。 ・ 令和3年9月、令和4年度は世界禁煙デーの開催に合わせて、広告としての配信を実施するとともに、広告の概要欄に本市のたばこ対策に係るホームページのURLを掲載し、受動喫煙の防止を図るとともに、禁煙のきっかけづくりとなるよう工夫した。

飲食店を経営する皆様へ

令和2年4月1日から

**屋内は
原則禁煙**
となりました。



健康増進法の改正により、多くの人が利用する施設、飲食店等は**原則屋内禁煙**となりました。

屋内に喫煙可能な場所を設ける場合には、タバコの煙の流出を防止するための、必要な設置基準を満たした「**喫煙専用室**」や「**加熱式タバコ専用喫煙室**」の設置が必要です。

※「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とされております。

受動喫煙対策を行う際の支援策として、財政支援制度が整備されています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。詳しくは右記二次元コードからホームページをご参照ください。



【財政支援】生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方は、右記二次元コードからホームページをご参照ください。



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

「喫煙室設置」の際に必要な事項

❑ ① たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を遵守しているか。

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

技術的基準についての詳細はこちらをご覧ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>

❑ ② 喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の標識を掲示しているか。

❑ ③ 20歳未満の者を立ち入らせていないか。

❑ ④ 喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しているか。

※ 施設の屋外でも配慮が必要です。



受動喫煙対策推進マスコット
けむいモン

喫煙専用室



「喫煙室」の
出入口の標識

喫煙専用室あり



「施設」の
出入口の標識

その他、遵守事項 20歳未満の方は、喫煙可能エリアへは立入禁止に



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙室へは一切立入禁止となります。**たとえ従業員やアルバイトであっても立ち入らせることはできません。**万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導等の対象となります。

喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。



広告・宣伝

喫煙室設置施設の営業について広告または宣伝するときは、喫煙室設置施設であることを明らかにしなければなりません。そのため、ホームページや看板等の媒体において、広告または宣伝を行う場合は、明瞭かつ正確に表示するようにしてください。

違反時には罰則が科せられる場合があります(一例)

喫煙禁止場所
での喫煙
(加熱式たばこを含む)
【対象】すべての人

最大30万円以下

喫煙禁止場所
に灰皿等を設置
【対象】施設管理権原者

最大50万円以下

既存特定飲食提供施設について

以下の3つの要件全てを満たす飲食店は、届出をすることで「既存特定飲食提供施設」として、お店の全部又は一部を「喫煙可能」とすることができます。

- (1) 令和2年4月1日時点で営業していた飲食店であること
 - (2) 資本金5,000万円以下であること
 - (3) 客席面積100㎡以下であること
- 詳しくは、窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口

電話：075-746-6794

受付時間：10:00～17:00(土日祝・年末年始除く)

Email: kyoto-judo@jtb.com

※窓口の運営は京都市から株式会社JTBへ委託して行っております。

京都市印刷物 第024829号

令和3年3月発行 京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況

(令和 5 年 7 月末時点)

<月別件数>

(速報値)

年度	月	相談・問合せ	通報	届出
令和元年 (7月～)	計	1,758	11	1,342
	月平均	195.3	1.2	149.1
年度	月	相談・問合せ	通報	届出
令和2年度	計	1,302	197	1,074
	月平均	108.5	16.4	89.5
年度	月	相談・問合せ	通報	届出
令和3年度	計	377	142	88
	月平均	31.4	11.8	7.3
年度	月	相談・問合せ	通報	届出※
令和4年度	計	274	141	7
	月平均	22.8	11.8	0.6
年度	月	相談・問合せ	通報	届出※
令和5年度 (～7月)	計	120	69	0
	月平均	30.0	17.3	0
通算合計		3,831	560	2,511
通算月平均		78.1	11.4	51.2

※届出は変更及び廃止の件数は含まない

令和 4 年度 相談・問合せ内容の内訳（令和 5 年 3 月末時点）

順位	分類	主な内容	件数	%
1	法制度	・法における屋外・屋内の定義について ・電子たばこの取扱いについて	57	21
2	受動喫煙に関する相談	・職場での受動喫煙被害の対策について ・隣家からのたばこの煙について	24	9
3	経過措置制度	・既存特定飲食提供施設の要件について ・移転する際、届出の再提出は必要か	22	8
4	路上喫煙関連	・路上喫煙等対策強化区域の範囲について ・路上喫煙関連の資料提供について	21	8
5	意見・要望	・調査員についてのご意見	15	5
6	その他	・通報対応結果の確認	12	4
7	喫煙専用室の設置基準	・技術的設置基準について ・喫煙室設置の届出は必要か	7	3
8	助成金関連	・助成の対象について	5	2
9	標識がほしい	・ステッカー紛失のため、再送依頼	2	1
		相談窓口受の通報案件	109	40
合計			274	

令和4年度 通報内容の内訳（令和5年3月末時点）

順位	分類①	分類②	主な内容	件数	%
1	配慮義務	配慮義務違反	・店舗前での喫煙（店内に煙が蔓延） ・たばこ販売店の店先で客が路上喫煙をしている	49	35
2	法令違反	喫煙禁止場所における喫煙	・職場内での喫煙 ・飲食店内での喫煙	47	33
3	法令違反	喫煙器具・設備等	・一般企業の敷地内屋内該当場所に灰皿が設置されている	35	25
4	法令違反	標識の掲示	・標識なく屋内で喫煙している ・喫煙可能店だが、未成年者立ち入り禁止のステッカー掲示がない。	4	3
5	法令違反	喫煙場所への20歳未満の者の立入	・喫煙可能店だが、未成年者が立ち入っている。	3	2
6	法令違反	その他	・学校の敷地内に設けている屋外喫煙コーナーの設置場所についての適切な指導	2	1
7	法令違反	喫煙室の基準適合	・飲食店の前で灰皿を設置し、通学（通勤）路や病院前にも関わらず喫煙スペースになっている	1	1
合計				141	

受動喫煙防止対策に係る監査・指導の実施結果

(1) 調査対象施設

(平成30年調査に回答した店舗及び経過措置制度に関する届け出を提出した店舗、令和2年度及び令和3年度に新規開業飲食店の調査結果)

- ① 飲食店
- ② アミューズメント施設
- ③ コンビニエンスストア

(2) 調査期間：令和2年2月～令和5年7月

(3) 調査結果

	飲食店		アミューズメント施設		コンビニエンスストア	
調査対象	19,355 件		191 件		683 件	
調査済み	18,489 件		189 件		683 件	
禁煙	10,381 件	56.1%	49 件	25.9%	355 件	52.0%
喫煙可能室（全部）※1	3,181 件	17.1%	—	—	—	—
喫煙可能室（一部）※1	104 件	0.6%	—	—	—	—
喫煙専用室※2	195 件	1.1%	81 件	42.9%	4 件	0.6%
指定たばこ専用喫煙室※3	20 件	0.1%	0 件	0%	—	—
喫煙専用室及び 指定たばこ専用喫煙室	30 件	0.1%	15 件	7.9%	—	—
閉店／休業／不通※4	4,578 件	24.9%	14 件	7.4%	0 件	0%
その他※5	0 件	0%	30 件	15.9%	324 件	47.4%

※1 飲食店の場合、経過措置制度に関する届け出をすれば、既存特定飲食提供施設として喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内喫煙が可能となる（既存事業者、資本金、面積等の条件あり）

※2 喫煙専用室：一般的な事業者が施設屋内の一部に設置可能な喫煙室

※3 指定たばこ専用喫煙室：指定たばこ（加熱式たばこ）のみ喫煙可能な喫煙室

※4 不通：電話番号不明や普通、1回以上訪問勝2回以上架電するも連絡が取れない店舗等を含む

※5 その他：店内は禁煙だが、屋外に灰皿が設置されていた店舗含む